



図 財政課 (☎ 69-0160)

市では、家計での貯金に当たる「基金」を持っています(注)。基金を設けるためには、地方自治法に基づいて、市の条例で定める必要があります。

基金には、特定の目的のために、「資金を積み立てるもの」と「定額の資金を運用するもの」があります。税収の落ち込みや災害の発生に備えるためのものや、将来の大きな事業のためのものなど、いろいろな目的で積み立てられます。

基金は、年度間の財源の不均衡を調整したり、中長期的な財政運営のための計画性や安定性を確保したりするなどの重要な役割を果たしています。

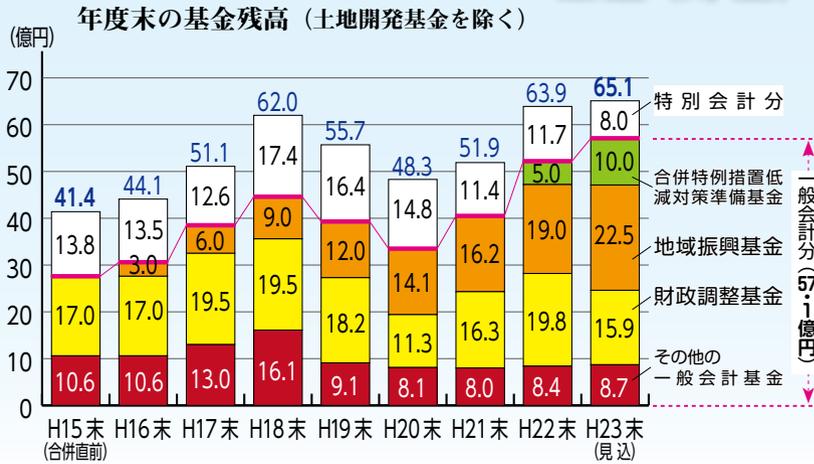
基金残高は合併後23億円の増  
一般会計分は「ほぼ倍増」

本市では、今年4月1日現在、21の基金を保有しています。このうち、一般会計分は12基金あり、残りの9基金は特別会計分です。

## 基金(貯金)の状況

左ページの表は、一般会計分における主要な基金の設置目的と残高を示したものです。市では、年度間の財源の不均衡を調整する「財政調整基金」や、地域の偏りのない発展を目的とする「地域振興基金」のほか、平成27年度からの普通交付税の減少により、急激に住民サービスを低下させないよう、新たに平成22年度に創設した「合併特例措置通減対策準備基金」などの主要な基金の積み立てに努めています。

左のグラフは、本市における年度末の基金残高(土地開発基金を除く)の推移を示したものです。



### 一般会計分における主要な基金の設置目的と残高

基金の名称	設置目的など	H23残高(見込)
合併特例措置通減対策準備基金 (H22設置)	平成27年度以降の普通交付税などの合併特例分の減少に備え、急激なサービス低下を避けることを目的とした基金。第2次行財政改革推進計画では、平成26年度末までに25.5億円を積み立てることとしています。	10.0億円
地域振興基金 (H16設置)	市民の連帯強化と均衡ある地域振興を図ることを目的とした基金。合併特例事業債を活用して39.3億円まで積み立てることができます。	22.5億円
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整することを目的とした基金。全ての地方自治体が設置しています。	15.9億円
減債基金	市債(借金)の償還および適正な管理に必要な財源の確保を目的とした基金。平成19年度に発行した住民参加型市場公募債「第1回京丹後まち未来債」の返済財源として、平成24年度に3億円を取り崩します。	3.3億円
奨学基金	経済的理由により高等学校や大学などでの修学が困難な人への奨学金給付を目的とした基金。 ※奨学金(月額): 高等学校5,000円、大学など10,000円	2.0億円
過疎地域振興基金 (H22設置)	過疎地域(丹後町および久美浜町域)の地域活性化などを図ることを目的とした基金。過疎対策事業債のソフト事業分を活用し、過疎地域自立促進特別措置法の期限である平成27年度まで一定額を積み立てることとしています。	1.3億円

65億円の基金があるとはいえ、財政

### 基金活用で行政サービス向上へ

平成23年度末の基金残高の見込みは65・1億円です。合併直前の平成15年度末(41・4億円)と比較して23・7億円増えました。一般会計分は57・1億円となる見込みで、合併直前と比べるとほぼ倍増しています。特別会計分は、各事業の進ちよにより、年度間で総額が前後しています。

基金の種類別で見ると、合併後、新たに設置した「地域振興基金」や「合併特例措置通減対策準備基金」の残高が大きく伸びています。

政治的なゆとりがあるわけではありませんが、本市は、保育所や小・中学校の再配置、新火葬場の建設など財政負担を抱えています。

さらに、合併特例期間が終了する平成27年度以降は、普通交付税が段階的に減少していきます。これに備えて一層の歳出のスリム化・重点化を計画的に行っていくことが求められます。

市では、行政サービスの質をさらに向上させるため、基金や借金を有効に活用しながら、バランスのよいお金のやりくりをしています。